

小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援事業実施要綱

制定 令和4年11月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費等物価高騰の影響を受けている介護保険施設等の負担を軽減し、今後も安定的な運営を継続することを支援するために実施する小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、本事業は、介護保険施設等の燃料費等諸経費の負担軽減を図ることを趣旨とする。

(支援金の支給対象)

第2条 小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の支給対象となる事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小樽市内に事業所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスを提供する指定事業所及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する施設等の許可又は届出事業所のうち、別表に定めるもの。
- (2) 令和8年4月1日時点で、市内で事業を行っていること。
- (3) 令和9年3月31日まで事業を継続する意思を有し、かつ休止又は廃止の予定がないこと。
- (4) 令和8年1月から3月の間にサービスの提供実績を有していること。
- (5) 小樽市産業港湾部産業振興課が実施する小樽市高圧電気料金高騰対策支援事業に係る支援金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にもかかわらず、小樽市障害福祉施設等物価高騰重点支援事業実施要綱第2条に規定する支援金の支給対象となる事業所及び小樽市医療機関エネルギー価格高騰支援金給付事業実施要綱第2条に規定する支援金の支給対象となる施設については、原則として本事業による支援金の対象としないものとする。

(支援金の支給額)

第3条 支援金の額は、サービスの種別に応じ、1事業所ごとに別表に定める額とし、1事業所当たりの支給回数は1回限りとする。

2 一つの法人において、複数の事業所を有している場合は、1事業所ごとに別表に定める額を算定するものとし、原則として、複数事業所分を一括して支給するものとする。

3 支援金は、予算の範囲内で支給する。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする事業所を運営する法人（以下「申請者」という。）は、小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金支給申請書（様式第1号）及び口座振込申出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、この要綱の施行の日から令和8年7月31日までにを行うものとする。
ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(支給決定及び支援金の支払)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、速やかにその内容の審査を行い、支援金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金を支給することを決定し、併せて支給額を確定したときは、小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金支給決定兼支給額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、速やかに申出のあった口座に支援金を支払うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により支援金を支給しないことを決定したときは、小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金支給不承認決定通知書(様式第4号)により、その旨及び理由を明示し、当該申請者に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第6条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は支援金の支給決定を受けた者が、同条例第2条第1項に規定する暴力団、同条例第2号に規定する暴力団員又は同条例第5条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

- 2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に支援金を支給しない旨の決定をするものとする。

- 3 市長は、支援金の支給決定を受けた者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る支援金の支給の決定を取り消し、又は既に支給されている支援金の返還を命ずるものとする。

(返還)

第7条 市長は、虚偽その他の不正手段により支援金を受給した者に対して、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| サービス種別 | 支援金の額 |
|--------------------|-------------|
| 居宅サービス | 18,000 円 |
| 訪問介護 | |
| 訪問入浴介護 | |
| 訪問看護 | |
| 訪問リハビリテーション | |
| 居宅療養管理指導 | |
| 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 | |
| 居宅介護支援 | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | |
| 夜間対応型訪問介護 | |
| 通所サービス | 定員×6,000 円 |
| 通所介護 | |
| 地域密着型通所介護 | |
| 認知症対応型通所介護 | 定員×13,000 円 |
| 居住系・施設サービス | |
| 短期入所生活介護 | |
| 特定施設入居者生活介護 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | |
| 認知症対応型共同生活介護 | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | |
| 介護老人福祉施設 | |
| 介護老人保健施設 | |
| 介護医療院 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | |
| 養護老人ホーム | |
| 軽費老人ホーム（A・B）・ケアハウス | |

備考

- 1 病院、診療所又は薬局が設置者の訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションは対象外とする。
- 2 「定員」については、令和8年4月1日時点の定員数とする。
- 3 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は対象外とする。ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものは指定分のみ対象とする。

(宛先) 小樽市長 様

(申請者) 住所

名称

代表者職氏名

印

小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金支給申請書

小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金の支給を受けたいので、小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

1 申請額 _____ 円

※上記金額の事業所別内訳

| 事業所名 | サービス種別 | 定員(名) | 金額(円) |
|------|--------|-------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

次の事項に相違ないことを誓います(□に✓を御記入願います)。

- ・令和8年4月1日時点で、市内で事業を行っています。
- ・令和9年3月31日まで事業継続し、かつ休止又は廃止の予定がありません。
- ・令和8年1月から3月までの間にサービスの提供実績があります。
- ・小樽市産業港湾部産業振興課の「高圧電気料金高騰対策支援事業」に係る支援金の交付を受けていません。

【担当者連絡先】(日中、連絡可能な連絡先を御記入ください。)

| | |
|-------|--|
| 事業所名 | |
| 担当者氏名 | |
| 連絡先 | |

口座振込申出書

振込先口座

| | | |
|--------------|-------------|------------------------------------|
| 金融機関名 | | 銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農業協同組合 労働金庫 |
| 支店名 | | 本店 支店 出張所 |
| 口座種別 口座番号 | 普通預金 ・ 当座預金 | 口座番号 (右詰めで御記入ください) |
| | | |
| フリガナ | | |
| 口座 名義人 | | |

※振込先通帳の写し(振込先(カナ)の記載事項を確認できるページ)を添付願います。

※申請者と口座名義人が異なる場合は、下記の委任状に、申請者の記名及び捺印が必要です。

委任状

| | | | |
|----------------|--------|--|---|
| 受任者 (口座名義人) | 住所 | | 印 |
| | 名称 | | |
| | 代表者職氏名 | | |

私は、上記の者をもって代理人と定め、支援金の 受領 に関する
一切の権限を委任します。

年 月 日

小樽市長 様

| | | | |
|--------------|--------|--|---|
| 委任者 (申請者) | 住所 | | 印 |
| | 名称 | | |
| | 代表者職氏名 | | |

第 号
年 月 日

様

小樽市長

小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金
支給決定兼支給額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金の支給について、次のとおり決定し、併せて支給額を確定したので、小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援事業実施要綱第5条の規定により通知します。

支給決定額 _____ 円

※上記金額の事業所別内訳

| | 事業所名 | 金額 (円) |
|---|------|--------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |

(支給条件)

支援金に係る予算の執行の適正を期するため、申請者に対して報告を求め、又はその職員に当該申請者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。

(留意事項)

- 1 小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援事業実施要綱を遵守すること。
- 2 虚偽その他の不正手段により支援金を受給した場合は、支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

小樽市長

小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金支給不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金の支給について、次のとおり支給しないことを決定したので、小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

支援金の名称 小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援金

不承認とした理由